

公 示 送 達 書	
令和8年9月18日	
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)第18条の規定により、下記の書類を公示送達します。 なお、公示送達にかかる書類は、柏市財政部収納課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付します。	
柏市長 太 田 和 美	
書類の送達を受けるべき者	氏 名 ILIUSHIN ILIA
送達する書類名	地方税法第329条第1項及び同法第335条の規定による通知 3通
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	